

荒川区工事成績評定要領

(平成18年12月28日)
(18荒管経第998号)
(管理部長決定)
平成22年10月1日一部改正
令和5年1月24日一部改正
令和7年11月1日一部改正
令和8年3月26日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、荒川区工事成績評定要綱(平成18年12月28日付け18荒管経第997号。以下「要綱」という。)第14条の規定に基づき、荒川区(以下「区」という。)が施行する請負工事に係る成績の評定を厳正かつ適切に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(監督員及び検査員の役割分担)

第2条 工事成績評定は、当該工事に係る監督員及び検査員とが各々に評定を行い、その合計を当該工事の工事評定成績とする。

2 監督員は、施工期間を通して評定項目ごとの経過を客観的に判断して評定を行い、検査員は、主として工事目的物の出来栄等の業績に対する評定を行うこととする。

(総合評価)

第3条 工事主管課長は、監督員の評定が終了し、前条により検査員の評定結果が送付されたときは、当該完成した工事全般にわたる総合評価について、監督員と検査員の評価の合計点数により、下表上段の総評定点の区分に従い、これに対応する下段の評価ランクを与えるものとする。

総合評価	総評定点	100～76点	75～60点	59点以下
	評価ランク	優良	普通	不良

2 前項の評価ランクの内容は、下表のとおりとし、工事主管課長は、監督員及び検査員の評定結果により、当該完成した工事全般にわたる総合評定結果と評価ランクの内容に齟齬等のないことを確認の上、総合評定を確定する。

優良	施工過程及び工事完成度が優れていた。
普通	施工過程及び工事完成度が区の求める水準に達していた。
不良	最終的には合格水準に達したものの、多くの不備が見られた。

(評定結果の説明請求)

第4条 工事主管課長は、要綱第9条の規定により評定結果を通知した受注者から説明を求められ、これに回答した場合は、その経過について総務部経理課長に報告する。

(評定結果の再説明請求)

第 5 条 工事主管課長は、説明請求に対して要綱第 10 条第 2 項の規定により回答を行った受注者から再説明を求められた場合は、速やかに総務部経理課長に報告し、荒川区契約審査委員会の審査を経た上で書面により当該受注者に回答する。

(優良工事の公表)

第 6 条 要綱第 12 条の規定により総務部経理課長が行う工事成績が優良とされた工事の公表は、原則として、当該工事に係る要綱第 9 条の規定による評定結果の通知を行った日の属する月の翌月末日 (閉庁日にあつては、その前日) までに行うものとする。

2 前項の優良工事の公表方法は、総務部経理課窓口への書面の掲示及び区ホームページへの掲載による。

3 前項の公表の期間は、掲示を開始した日を含め、原則として、書面の掲示にあつては 30 日間、区ホームページへの掲載にあつては 1 年間とする。

(様式)

第 7 条 要綱第 5 条第 1 項の工事成績評定表 (報告書) 及び工事成績評定項目別評定表の様式は、次の各号のとおりとする。

- (1) 総務部営繕課の監督員が使用する様式 工事成績評定表 (報告書) (別記第 1 号様式)、工事成績評定項目別評定表 (別記第 2 号様式の 1 から別記第 2 号様式の 12 まで)
- (2) 工事主管課の監督員が使用する様式 工事成績評定表 (報告書) (別記第 3 号様式)、工事成績評定項目別評定表 (別記第 4 号様式の 1 から別記第 4 号様式の 9 まで)
- 2 要綱第 6 条第 1 項の検査成績評定報告書及び検査成績評定項目別評定表の様式は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 建築工事の場合 検査成績評定報告書 (建築) (別記第 5 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 5 号様式の 1 から別記第 5 号様式の 3 まで)
 - (2) 機械設備工事の場合 検査成績評定報告書 (機械設備) (別記第 6 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 6 号様式の 1 から別記第 6 号様式の 4 まで)
 - (3) 電気設備工事の場合 検査成績評定報告書 (電気設備) (別記第 7 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 7 号様式の 1 から別記第 7 号様式の 4 まで)
 - (4) 土木・総合工事の場合 検査成績評定報告書 (土木・総合工事) (別記第 8 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 8 号様式の 1 から別記第 8 号様式の 3 まで)
 - (5) 土木・道路工事の場合 検査成績評定報告書 (土木・道路工事) (別記第 9 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 9 号様式の 1 から別記第 9 号様式の 3 まで)
 - (6) 土木・公園工事の場合 検査成績評定報告書 (土木・公園工事) (別記第 10 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 10 号様式の 1 から別記第 10 号様式の 3 まで)
 - (7) 土木・塗装工事の場合 検査成績評定報告書 (土木・塗装工事) (別記第 11 号様式) 及び検査成績評定項目別評定表 (別記第 11 号様式の 1 から別記第 11 号様式の 3 まで)

附 則

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。